

令和3年11月30日

業界団体 担当者 殿

埼玉労働局労働基準部賃金室
(契印省略)

改正された特定最低賃金の周知のためのポスター等の送付について

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、埼玉県最低賃金の改正に続き、5業種の特定（産業別）最低賃金の改正を決定し、令和3年12月1日から改正発効いたします。

つきましては、標記について別添のとおり送付しますのでポスターの掲示、リーフレットの窓口への備え付けなど、改定最低賃金額の周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

埼玉労働局の担当部署
労働基準部賃金室
担当：大村 富樫
電話 048-600-6205
FAX 048-600-6225

埼玉県の

最低賃金



古代蓮池里（新田市）

埼玉県最低賃金 令和3年10月1日から

時間額 **956円**

特定（産業別）最低賃金 令和3年12月1日から

埼玉県非鉄金属製造業
最低賃金

時間額

974円

適用除外
の労働者

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額

981円

埼玉県輸送用機械器具
製造業最低賃金

時間額

990円

埼玉県光学機械器具・
レンズ、時計・同部分
品製造業最低賃金

時間額

990円

埼玉県自動車小売業
最低賃金

時間額

988円

- ①18歳未満又は65歳以上の者
②雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
③手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者（自動車小売業を除く）
④清掃又は片付けの業務に主として従事する者
⑤から④に該当する労働者は、上記の【埼玉県最低賃金 時間額 956円】が適用されます。

《問い合わせ先 埼玉労働局労働基準部賃金室 <048-600-6205> 又は最寄りの労働基準監督署》

令和3年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）の引き上げを図るための制度です。

申請締切：令和4年1月31日

《問い合わせ先 埼玉働き方改革推進支援センター（0120-729-055）又は埼玉労働局雇用環境・均等室（048-600-6210）》

埼玉県の最低賃金

令和3年10月28日更新

時間額(円)	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。	改正発効日
956	令和3年10月1日	

特定(産業別)最低賃金	時間額(円)	適用除外労働者(埼玉県最低賃金が適用されます。)	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。)	974		
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	981	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和3年12月1日
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業(産業用運搬車両・同部分品・附屬品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)及びこれらとの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)	990	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和3年12月1日
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)	990	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和3年12月1日
埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行なう事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	988	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和3年12月1日

(注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。
(※「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が実質的に適用されます。)

3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法

・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者に対する
生産性向上等の支援を行っています。

※最低賃金に関する特設サイト

～企業支援事業の情報収集、最低賃金のチェック方法確認等にご活用ください。～

最低賃金特設サイト



<https://pc.saiteichingin.info/>

主な内容

- ポイント！最低賃金
- 「最低賃金の種類は？」
- 「適用される対象者は？」
- 「派遣労働者の最低賃金は？」
- 「対象となる賃金は？」
- 「最低賃金の決め方は？」
- 「最低賃金の周知義務は？」
- 「なぜチェック？最低賃金」
- 「地域別最低賃金全国一覧」
- 「特定（産業別）最低賃金全国一覧」
- 「過去5年間の賃金推移」

- あなたの賃金を比較チェック
- 「中小企業支援事業」
- 「業務改善助成金」
- 「働き方改革推進支援センター」
- よくあるご質問